

令和 7 年度 特定調達契約に係る入札参加資格登録審査申請要領

令和 7 年度に本市が発注する政府調達に関する協定の対象となる建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等（以下「測量・建設コンサルタント」という。）に係る一般競争入札への参加を希望される方は、本要領に従って入札参加資格登録審査申請を行ってください。

なお、令和 6 ～ 8 年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有する者（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 20 年制定）第 7 条の規定による登録を受けている者をいう。以下「一般登録者」という。）については、当該登録を受けている業種（以下「登録業種」という。）の特定調達契約に係る入札は参加可能としますが、登録業種以外の業種の特定調達契約に係る入札に参加を希望する場合は、本要領に従って業種追加の手続きを行ってください。

（業種追加手続無しで参加可能な登録業種は、「2. 希望業種及び必要な許可等」を参照してください。）

1. 資格要件

申請者は次の全ての要件に該当していることが必要です。

- (1) 資格審査基準日現在において、競争入札に参加を希望する堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 21 年制定。以下「特定調達登録要綱」という。）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる競争入札に参加を希望する業種（以下「希望業種」という。）の属する区分について引き続き 1 年以上営業を行っていること。
- (2) 建設工事に係る競争入札に参加を希望する者は、希望業種について次のアからウまでの全ての要件に該当していること。
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていること。
 - イ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第 27 条の 29 第 1 項の規定に基づく総合評定値の通知を受けていること。
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。（必要な許可等は「2. 希望業種及び必要な許可等」を参照してください。）
- (3) 測量・建設コンサルタントに係る競争入札に参加を希望する者は、希望業種について営業を行うに当たって必要な登録を受けていること。
（必要な登録等は「2. 希望業種及び必要な許可等」を参照してください。）
- (4) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。
- (5) 次のアからウまでの事項のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (6) 本市の入札及び契約等において、次のアからキまでの事項のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから 3 年を経過していない者でないこと。また、その者を代理

- 人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- キ 前のアからカまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから3年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (7) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条の2に規定する入札参加除外者又は同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者でないこと。

2. 希望業種及び必要な許可等

○建設工事

特定調達契約に係る 希望業種	必要な建設業許可 必要な経営事項審査結果	業種追加手続無しで参 加可能な登録業種
土木工事	土木工事業	土木工事
建築工事	建築工事業	建築工事
電気工事	電気工事業	電気工事
管工事	管工事業	管工事
舗装工事	舗装工事業	舗装工事
造園工事	造園工事業	造園工事
水道施設工事	水道施設工事業	水道施設工事
大工工事	大工工事業	その他工事（※）
左官工事	左官工事業	
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	
石工事	石工事業	
屋根工事	屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	
鉄筋工事	鉄筋工事業	
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	
板金工事	板金工事業	
ガラス工事	ガラス工事業	
塗装工事	塗装工事業	
防水工事	防水工事業	
内装仕上工事	内装仕上工事業	
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	
電気通信工事	電気通信工事業	
さく井工事	さく井工事業	
建具工事	建具工事業	
消防施設工事	消防施設工事業	
清掃施設工事	清掃施設工事業	
解体工事	解体工事業	

※該当する建設業許可、経営事項審査結果を受けていることが必要です。

○測量・建設コンサルタント

希望業種	必要な登録	業種追加手続無しで参加可能な登録業種
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程に基づく登録	建設コンサルタント業務
測量業務	測量法に基づく登録	測量業務
地質調査業務	地質調査業者登録規程に基づく登録	地質調査業務
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程に基づく登録	補償コンサルタント業務
建築設計業務	建築士法に基づく登録	建築設計業務
設備設計業務		設備設計業務
造園設計業務		造園設計業務

3. 入札参加資格の有効期間

本申請による特定調達案件に係る入札参加資格の有効期間は審査結果の通知書で定める有効期間の始期から令和8年3月31日までとなります。

※令和8年度以降の特定調達案件に係る入札に参加するには年度ごとに登録手続が必要となります。

4. 申請の方法等

○申請方法

インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力・送信するとともに、「6. 申請に必要な書類」に掲げる書類を、電子ファイルの添付又は下の受付場所への持参により提出してください。

なお、本市の入札参加資格登録を初めて行う方は、インターネットを利用して「電子登録システム関係」のページから電子登録システム（堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第6条に規定する情報処理システムをいう。）にて利用登録を行い、業者番号を取得する必要があります。

ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、当該操作の必要はありません。

- ア 既に入札参加有資格者（物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払いを含む。）である者
 - イ 過去に入札参加有資格者であった者
 - ウ 令和6年4月以降に臨時登録により入札参加有資格者となったことがある者
 - エ 既に電子登録システムにて利用登録を行っている者
- 「電子登録システム関係」ページのアドレス
<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/touroku/index.html>

○申請の受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び本市の休日を除く。）随時受付を行います。

※個別の特定調達契約に係る一般競争入札に参加を希望する場合は、個別の入札ごとに設定する申請受付期限までに登録手続が必要となります。

○申請の受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

○受付場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館8階
 堺市 財政局 契約部 契約課

5. 申請に当たっての注意事項

- (1) 資格審査基準日は、申請日の属する月の初日とします。
- (2) 提出書類及び堺市との契約に関する情報は法令等に基づいて公開することがあります。
- (3) 資格審査の結果、不適格と認めた場合、申請及び提出書類は全て無効となります。
- (4) 申請に要する費用は申請者の負担とします。また、申請の際の提出書類は一切返却しません。
- (5) 一般登録者のうち業種の追加を希望するものが、入札、契約、代金受領等の権限を代理人に委任する場合の受任者は、当該登録の受任者と同一にしてください。ただし、「建設工事」の業種と「測量・建設コンサルタント」の業種を併せて希望する場合を除きます。

6. 申請に必要な書類

- ・申請の際に必要な各種証明書は、資格審査基準日の3か月以内に発行されたもの（ただし、国税の納税証明書は資格審査基準日以降に発行されたもの。）に限ります。
- ・受付場所への持参により書類を提出する場合は、提出書類は番号順にA4クリアホルダーに挟んで提出してください。
- ・提出書類は、日本語で作成してください。
- ・提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付してください。

(1) 堺市に登録がない者

ア 建設工事を希望する場合

No. 1	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 又は登記簿謄本（複写可）
	個人	誓約書（本市指定用紙） ・次に掲げる要件に該当する者でないことの誓約書 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
No. 2	法人	印鑑証明書（原本） 法務局が発行するもの
	個人	印鑑登録証明書（原本） 市区町村長が発行するもの
No. 3	納税証明書（国税）（複写可） ・納税義務が無い場合でも証明書は発行されます。	
	法人	納税証明書その3の3 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
	個人	納税証明書その3の2 （「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
No. 4	同意書（市税）（本市指定用紙） ・納税義務の有無に関わらず、また、堺市内の営業所の有無に関わらず、提出が必要です。	

No. 5	建設業許可証明書、建設業許可通知書又は国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』に掲載されている、建設業者の詳細情報を印刷したもの（複写可） 希望業種の許可が確認できるもの 国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』 URL (https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/)	
No. 6	建設業許可申請書（受付済）及び別紙二営業所一覧表の写し - 建設業許可申請書の建設業許可行政庁の受付印が押印されているページ（次の様式第1号又は別紙二（営業所一覧表）に押印されている場合は不要） - 建設業許可申請書の様式第1号（第2条関係） - 建設業許可申請書の別紙二（営業所一覧表） ※商号又は名称、代表者、所在地、業種等に変更があった場合は、その変更内容がわかる書類（変更届出書等）も併せて提出すること。	
No. 7	特定調達登録要綱別表第1に掲げる業種の属する区分に係る1年以上の営業を証明するものの写し - No. 6の建設業許可証明書又はNo. 7の建設業許可申請書等において、許可年月日から資格審査基準日時点までの間で、1年以上経過していることが確認できない場合に提出 - 建設工事（希望業種を問わない。）について、資格審査基準日の1年前以前に営業していたことが確認できる書類として契約書、見積書、納品書等を提出すること	
No. 8	本店を 契約先と する場合	使用印鑑届（本市指定用紙） - 使用印鑑を鮮明に押印すること。 - 実印と使用印が同じ場合でも必要です。
	本店以外を 契約先と する場合	使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙） - 使用印鑑を鮮明に押印すること。 - 委任先については、建設業法第3条第1項に基づく「従たる営業所」であり、当該営業所で希望業種の許可を有することが必要です。
No. 9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 資格審査基準日時点で有効かつ最新のもの	
No. 10	雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理済）の写し - No. 10の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」において、雇用保険の加入の有無について「無」とされており、その後、当該保険に加入した場合に提出（法令により適用除外とされる事業者は除く。） - 公共職業安定所が発行するもの	
	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（複写可） - No. 10の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」において、健康保険及び厚生年金保険のいずれかのうち、加入の有無について「無」とされており、その後、当該保険に加入した場合に提出（法令により適用除外とされる事業者は除く。） - 年金事務所が発行するもの - No. 10の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日以降に発行されたもの	
	社会保険に関する報告書（本市指定用紙） No. 10の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかのうち、加入の有無について「無」とされており、その後、当該保険への加入が法令により適用除外とされる場合に提出	

イ 測量・建設コンサルタントを希望する場合

No. 1	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 又は登記簿謄本（複写可）
	個人	誓約書（本市指定用紙） ・次に掲げる要件に該当する者でないことの誓約書 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
No. 2	法人	印鑑証明書（原本） 法務局が発行するもの
	個人	印鑑登録証明書（原本） 市区町村長が発行するもの
No. 3	納税証明書（国税）（複写可） ・納税義務が無い場合でも証明書は発行されます。	
	法人	納税証明書その3の3 （「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
	個人	納税証明書その3の2 （「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）
No. 4	同意書（市税）（本市指定用紙） ・納税義務の有無に関わらず、また、堺市内の営業所の有無に関わらず、提出が必要です。	
No. 5	登録証明書（複写可） ・次の営業上必要とする登録証明書等	
	業種	必要な登録証明書等
	建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し ・建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号 ・補償コンサルタント業務については、様式第14号 ・現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更届出書等）を併せて提出
	建築設計業務	建築士事務所登録証明書
	測量業務	測量法に基づく測量業者登録証明書 測量業者登録申請書第一面及び別紙 ・測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（測量業者変更登録申請書等）を併せて提出
	※設備設計業務及び造園設計業務の提出書類はありません。	
No. 6	特定調達登録要綱別表第2に掲げる業種の属する区分に係る1年以上の営業を証明するものの写し * No. 6の登録証明書又は現況報告書等において、営業上の登録年月日から資格審査基準日時点までの間で、1年以上経過していることが確認できない場合に提出 ・測量・建設コンサルタント（希望業種を問わない。）について、資格審査基準日の1年前以前に営業していたことが確認できる書類として契約書、見積書、納品書等を提出すること	
No. 7	本店を 契約先とする場合	使用印鑑届（本市指定用紙） ・使用印鑑を鮮明に押印すること ・実印と使用印が同じ場合でも必要です。
	本店以外を 契約先とする場合	使用印鑑届兼委任状（本市指定用紙） ・使用印鑑を鮮明に押印すること ・委任先については以下の要件が必要です。

		業種	委任先にできる場合の要件
		建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	当該営業所において各登録規程に基づき登録（現況報告書の「その他の営業所」として、記載されるもの）を受けており、専任の職員を置いていること。
		建築設計業務	当該営業所において建築士事務所登録をしており、専任の職員を置いていること。
		測量業務	測量法に基づき登録された「その他の営業所」であり、専任の職員を置いていること。
		設備設計業務 造園設計業務	当該営業所において、専任の職員を置いていること。

(2) 一般登録者のうち、業種の追加を希望するもの

ア 建設工事を希望する場合

No. 1	建設業許可証明書、建設業許可通知書又は国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』に掲載されている、建設業者の詳細情報を印刷したもの（複写可） ・希望業種の許可が確認できるもの 国土交通省ホームページ『建設業・宅建業者等企業情報検索システム』 URL (https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/)
No. 2	建設業許可申請書（受付済）及び営業所一覧表別紙二の写し ・本市契約先の「営業しようとする建設業」が確認できるもの ・商号又は名称、代表者、所在地、業種等に変更があった場合は、その変更内容がわかる書類も併せて提出すること
No. 3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ・資格審査基準日時点で有効かつ最新のもの

イ 測量・建設コンサルタントを希望する場合

No. 1	登録証明書（複写可） ・下記の営業上必要とする登録証明書等								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>必要な登録証明書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務</td><td>直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し ・建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号 ・補償コンサルタント業務については、様式第14号 ・現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出</td></tr> <tr> <td>建築設計業務</td><td>建築士事務所登録証明書</td></tr> <tr> <td>測量業務</td><td>測量法に基づく測量業者登録証明書 測量業者登録申請書第一面及び別紙 ・測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出</td></tr> </tbody> </table>	業種	必要な登録証明書等	建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し ・建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号 ・補償コンサルタント業務については、様式第14号 ・現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出	建築設計業務	建築士事務所登録証明書	測量業務	測量法に基づく測量業者登録証明書 測量業者登録申請書第一面及び別紙 ・測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出
業種	必要な登録証明書等								
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	直前の決算に基づくもので、国土交通省の確認印が押印された各登録規程に基づく現況報告書の写し ・建設コンサルタント業務及び地質調査業務については、様式第16号 ・補償コンサルタント業務については、様式第14号 ・現況報告書に記載されている内容（商号又は名称、代表者、所在地、登録部門等）に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出								
建築設計業務	建築士事務所登録証明書								
測量業務	測量法に基づく測量業者登録証明書 測量業者登録申請書第一面及び別紙 ・測量業者登録申請書第一面及び別紙に記載されている内容に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類を併せて提出								
	※設備設計業務及び造園設計業務の提出書類はありません。								

7. 申請後の予定

(1) 審査結果の通知について

申請受付が完了した方については、資格審査の上、その審査結果を通知します。

(2) 申請内容の変更について

申請書提出後に申請内容に変更が生じたときは、速やかに電子登録システムを用いて申請するとともに、これを証する書類を添付し提出してください。

(3) 本資格審査は、特定調達契約に係る入札の参加資格であるため、有資格者とされた場合であっても通常の競争入札に参加を希望する場合は別途申請手续が必要です。

8. 資格の取消し

(1) 入札参加資格の審査に係る申請（申請に必要な書類を含む。）に虚偽の申告があった場合、廃業した場合、「1. 資格要件(2)ア、(3)、(5)、(6)」に該当しなくなった場合は、入札参加資格を取り消します。

(2) 税の滞納がある場合は、入札参加資格を認定できません。

(3) 上のほか、資格要件に欠格が生じた場合は入札参加資格を取り消すことがあります。

9. 問合せ先

堺市 財政局 契約部 契約課

電 話：072-228-7472（直通）

F A X：072-228-7289